

U I Jターンによるプロフェッショナル人材採用支援事業 補助金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、新潟県内の事業者が、首都圏等からのU I Jターンによるプロフェッショナル人材（以下、「U I Jターン人材」という。）の雇い入れ前にお試し雇用・就業を実施する場合、又は、U I Jターン人材の雇用に際し、試用期間を設けた正規雇用を実施する場合、その実施に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) U I Jターン人材 概ね5年以上の勤務により事業企画・運営などの実績を有し、かつ、人材を受け入れる企業において事業創出力の強化に繋がるような活躍が期待できる人材
- (2) U I Jターン 新潟県外居住者が新潟県内に居住地を移転すること（ただし、既に新潟県内に転居していた場合であっても、転居から概ね1年以内であり、転居後に正規雇用による就業がない場合を含む）。
- (3) お試し雇用・就業 事業者及びU I Jターン人材の双方が、正式な採用又は就業の可否を判断するため、事業者において一定期間雇用すること。

(補助対象者)

第3条 この事業の対象者（以下「補助対象者」という。）は、新潟県内に事務所・事業所を有する事業者であって、U I Jターン人材を新潟県外から雇い入れようとする者のうち、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 資本金の額又は出資の総額が10億円未満である事業者であること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項及び第5項の規定に該当する営業を行う事業者でないこと。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと。
- (3) 暴力団と関わりのある事業者でないこと。
- (4) 当該事業申請日、又は補助金交付決定日の時点で破産、清算、民事再生手続若しくは会社更生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと。

(補助対象事業)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表1に掲げる事業とする。

(交付基準)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2に掲げるとおりとする。

2 この補助金の交付額は、補助対象経費に別表2に掲げる補助率を乗じて得た額又は補助限度額のいずれか低い額とする。

(交付の条件)

第6条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 事業の内容の変更をする場合には、知事の承認を受けること。ただし、補助金の交付の目的の達成及び事業の遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるときは、この限りでない。
- (2) 経費の配分の変更をする場合には、知事の承認を受けること。ただし、当該変更が経費区分相互間のいずれか低い額の20%を超えないとき、この限りでない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。

- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後、5年間保管しておかなければならないこと。
- (6) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。
- (7) 事業終了後5年間、事業成果の報告及び事業に関する調査に協力すること。
- (8) 事業に係る消費税及び地方消費税相当額については、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとなること。また、事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、知事に報告すること。

(交付申請書)

第7条 規則第3条第1項の規定による申請書は、別記様式第1号のとおりとし、事業開始前までに知事に提出しなければならない。

また、交付決定額の変更を申請しようとする場合は、別記様式第2号によるものとする。

- 2 前項の交付申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該金額が明らかでない場合は、この限りではない。

(交付決定における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の取扱)

第8条 知事は、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、相当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

- 2 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(変更の承認申請)

第9条 第6条第1号又は第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記様式第3号による変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第10条 第6条第3号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記様式第4号による中止(廃止)承認申請書を知事に提出しなければならない

(申請の取り下げ)

第11条 規則第7条の規定による期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日とする。

(実績報告書)

第12条 規則第12条の規定による実績報告書は、別記様式第5号のとおりとし、補助事業が完了した日(第6条第3号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、その日)から起算して30日を経過した日まで知事に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地

方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第7号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずる。

(補助対象経費の返還)

第14条 補助対象者は、補助対象経費の返還を受けた場合は、速やかに別記様式第7号により知事に報告を行わなければならない。

2 知事は、前項の場合において、補助金相当額の返還を命ずることができるものとする。

(検査の実施)

第15条 知事は、補助対象者に対し、必要に応じて検査を実施することができる。

(交付決定の取り消し)

第16条 知事は、補助対象の事業として継続することが不相当と認める場合は、交付決定を取り消すことができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年 6月 9日から実施する。

附 則

この要綱は、一部改正し、平成28年 5月 13日から実施する。

附 則

この要綱は、一部改正し、平成29年 4月 1日から実施する。

別表1 補助対象事業

実施期間	交付決定日から当該年度の2月28日まで
補助対象事業	<p>I 補助対象者が、U I Jターン人材の雇い入れ前に、「お試し雇用・就業」を実施するもの。</p> <p>II 補助対象者が、U I Jターン人材の雇用に際し、「試用期間を設けた正規雇用」を実施するもの。</p> <p>※U I Jターンについて 本事業実施前に新潟県外に在住していた人材が新潟県内に転居することを基本とするが、既に新潟県内に転居していた場合であっても、転居から概ね1年以内であり、転居後に正規雇用による就業がない場合は本事業の対象とする。</p> <p>※U I Jターン人材について 企業等での事業企画・運営などの実績を有し（概ね5年以上の実務経験を有すること）、かつ受入企業である補助対象者において事業創出力の強化に繋がるような活躍が期待できる人材。 なお、補助対象者の役員の3親等以内の親族を除く。</p>
「I お試し雇用・就業」について	<p>1 雇用条件</p> <p>① 実施期間：原則3か月以内（ただし、交付決定を受けた年度の2月28日までに「お試し雇用・就業」契約が終了するものに限る）。</p> <p>② 年間換算給与額：下限300万円</p> <p>③ 以下に該当するものでないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親会社・子会社の関係にある会社間（出資比率50%以上）における出向又は転籍に相当するもの。 ・お試し雇用・就業後に予定する正式採用が、上記以外の会社間において、あらかじめ一定の期間経過後に、元の会社に戻ることを前提として出向又は転籍するもの。 <p>2 「お試し雇用・就業」後の正式採用に係る雇用条件</p> <p>① 正規雇用であること。</p> <p>② 原則として、年間換算給与額がお試し雇用・就業に係る給与額を下回らないこと。</p>
「II 試用期間を設けた正規雇用」について	<p>1 雇用条件</p> <p>① 正規雇用を行うに際して試用期間を設けるものであること（ただし、交付決定を受けた年度の2月28日までに試用期間が終了するものに限る）。</p> <p>② 年間換算給与額：下限300万円</p> <p>③ 以下に該当するものでないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親会社・子会社の関係にある会社間（出資比率50%以上）における出向又は転籍に相当するもの。

※「正規雇用」は、労働者の雇用形態、賃金体系などについて、労働契約の期間の定めがなく、長期雇用を前提とした待遇を受けるものをいう。

※同一のU I Jターン人材に対しては、上記I・IIのいずれかのみ補助対象とする。

別表2 補助対象経費及び補助率等

<p>補助対象経費</p>	<p>補助対象事業を実施するに際して、補助対象者が負担するUIJターン人材に係る以下の費用</p> <p>【経費区分】</p> <p>① 給与（給料、各種手当、賞与）</p> <p>② 社会保険料</p> <p>③ 移転費用（交付決定日以降に実施した引越費用等。ただし、交通費を除く。）</p> <p>④ 求人経費（有料職業紹介事業者へ支払う人材紹介手数料）</p> <p>・ただし、「上記②」のうち「労働保険（雇用保険料、労災保険料、労災保険料一般拠出金）」は、「上記①」を算出根拠にした部分に限り対象とする。</p> <p>・上記費用を対象とする国や県その他公的支援機関等が行う事業と重複して申請することはできない。</p>
<p>補助率</p>	<p>1 / 2 ただし、千円未満の端数切捨</p>
<p>補助限度額</p>	<p>1人につき100万円（1社あたり2人を限度）</p>
<p>補助期間</p>	<p>・「お試し雇用・就業」の場合・・・3か月以内</p> <p>・「試用期間を設けた正規雇用」の場合・・・就労開始日から2か月分まで</p>

※「有料職業紹介事業者」とは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第30条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣の許可を受けて有料の職業紹介事業を行う者をいう。